

## 平成30年度第1回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会会議録

第1 開催日時 平成31年3月28日(木) 午後6時～午後7時45分

第2 開催場所 鎌ヶ谷市役所6階 第4委員会室

第3 出席者

1 委員

宿谷光雄副会長、青山健彦委員、松崎泰子委員、飯嶋孝明委員  
(欠席委員：仁平勝之会長、清野幾久子委員、内田徳子委員)

2 担当課

農業振興課：坂居主幹、石川主任主事

鎌ヶ谷消防署：大藤署長、出井副主幹、市村主査

3 事務局

高橋行政室長、井上主査、大田主任主事、若宮主任主事

4 傍聴人：なし

第4 議題

1 議題ごとの会議の公開・非公開について

2 会議録署名人の選出について

3 議題

(1) 千葉県森林クラウドに係るオンライン結合について(資料1)

(2) 「ちば北西部消防指令センター」における119番受報業務への鎌ヶ谷市住民基本台帳データの導入について(資料2)

4 その他

第5 審議内容

1 議題ごとの会議の公開・非公開について

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条に規定する審査請求に関する審議ではないため、公開することを決定した。

2 会議録署名人の選出について

会議録署名人は、議長を除き、2人選出するものとし、今回の会議録署名人は、青山委員及び松崎委員に決定した。

### 3 議題

#### (1) 千葉県森林クラウドに係るオンライン結合について

資料1に基づき、担当課（農業振興課）が諮問の経緯について説明した。

#### 【農業振興課説明】

- ・ 本年4月から森林経営管理法が施行され、市町村の責務として区域内に存する森林の経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記されるとともに、林地台帳制度の運用の開始により、市町村は所有者情報等を整備し、適切に林地事業者等に情報提供を行うこととなった。
- ・ 本市にある約75ヘクタールの地域森林計画を主体的に管理するにあたっては、重点区域のゾーニングや適切な施業管理のため千葉県からの支援が必要であるとともに、林地台帳の整備には千葉県の森林計画図や森林簿との連動が必須となる。
- ・ 以上の状況から、千葉県では「千葉県森林クラウド」を構築し、オンライン上で千葉県、参加市町村、林業事業者による情報共有を行うこととした。当該クラウドが運用されると、千葉県と各市町村間でL G W A N回線によって地図や林地台帳のデータがリアルタイムに共有されることとなり、事務の効率化が図られるため、オンライン結合につき委員のご意見を伺いたい。
- ・ なお、現時点での県内の52市町村の状況として、地域森林計画対象民有林がない2市を除き、全ての市町村が参加の意向を表明している。

#### ○質疑応答

(委員) 市内の森林は75ヘクタールとの説明があったが、事業用や放置林など、具体的な内訳はどのようなになっているか。

(担当課) 前提として、千葉県全体で約14万ヘクタールの森林があり、そのうち鎌ヶ谷市の森林の割合は0.05%、約75ヘクタールである。このうち、人工林が6ヘクタール、天然林が66ヘクタール、その他が3ヘクタールという内訳になっている。現

時点で、鎌ヶ谷市には事業用で森林を保有している者はいない。また、農林業センサスの調査結果によると、林業経営者が1名となっており、他市町村に森林を所有しているのではないかと推察される。

(委員) 鎌ヶ谷市は梨が名産となっているが、樹木の種類はどのようなものが多いのか。

(担当課) 梨のような果樹園は、分類のうえでは畑という取扱いになり、対象とならない。人工林のひとつに栗野の森公園があるが、そこでは<sup>けやき</sup>欒や<sup>かし</sup>榿が中心となっている。

(委員) そのようななかで、国の方針として今後、自治体として森林を主体的に管理する責務が生じるため、オンライン結合を行う必要がある、という理解でよいか。

(担当課) そのとおりである。林業の経営主体がない現状はあるものの、千葉県と鎌ヶ谷市が綿密に情報共有を図る必要があると考え、このたび諮問するに至ったものである。

(委員) 森林を活用するうえで、所有者の意向はどのように反映されるのか。

(担当課) 現状として、所有者が相続していても、所有している意識が希薄なこともある。

(委員) 例えば、隣地トラブルとして枝の伐採をめぐる問題が生じることがある。相続や所有者の意向など、様々な背景があることが多いが、市としての懸案事項はあるか。

(担当課) 直近の事例として、森林の枝の越境によって建物に支障を及ぼすという事案が発生した。一部は官地から生えているものであったため伐採したが、民地の部分は所有者の同意が必要になるため、対応が難しい状況であった。

(委員) オンライン結合を含め、森林管理の方法が向上し、そのような問題が発生した際に対応しやすくなればと考える。

(担当課) 森林管理の事務の今後の予定として、財源の面では、森林環境税が個人住民税の均等割の納税者から国税として年額1,000円が徴収される予定である。課税は平成36年度から始まるが、森林環境贈与税の市町村への配分は平成31年度から

開始される。本市でもオンライン結合をはじめ、千葉県と連携し、森林管理等の対応を図っていく。

(委員) 千葉県が定める「林業事業体」とは、どのようなものをいうのか。

(担当課) 当初の要領案では林業事業体に関する規定が設けられていたが、平成31年2月1日に定められた要領(平成31年2月1日森第1590号)では、千葉県森林クラウドを利用できる者は県と市町村のみと規定されており、林業事業体は含まれていない。

(委員) 林業事業体等に関して、今後状況が変わった場合は、再度諮問願いたい。

(担当課) 承知した。

(委員) 資料の図にあるLGWAN回線とはどのようなものか。

(担当課) 自治体同士を結ぶネットワーク回線である。

(委員) 枝の越境などの所有者同士のトラブルに、行政は介入できないのか。

(担当課) 市が借り受けて管理している場合を除くと、伐採については所有者の同意がなければ難しいのが実情である。

(委員) 相続した場合や所有者が遠方にいる場合などの要因により所有者の同意が得られない場合も、地道に指導していかざるを得ないということか。

(担当課) 市町村に配分された森林環境贈与税は、森林整備や所有者の意向調査のほか、境界画定にも充当することができるので、そのようなトラブルの解決に活用できればと期待している。

(委員) 森林クラウドの活用により、日本の森林が適正に管理されることは望ましいことである。森林の売買がより自由に行えるようになることにより、結果として雑種地が増えることを懸念している。森林法等に関する新たな法整備やシステムの導入によって、環境保護が図られることに期待している。

(委員) こどもを対象とした森林でのボランティア活動などの取組も各地で行われている。このような取組によって子育て世代を支

援することで、将来的には人口の増加による市税の増収にもつながる。鎌ヶ谷市は交通の便が良いという強みもあり、市の活性化のために、横のつながりを意識しながら取り組んでいく必要があると考える。森林の活用につき、市としてのビジョンはあるのか。

(担当課) 地域の活性化等は重要な観点であると捉えている。環境担当課や市内のNPO法人が森や川に関する啓発活動を行っている。新たな制度が確立されるなかで、森林の維持に関しても、庁内で横断的に連携を図りながら制度を活用していきたい。

(委員) そのように要望する。資金を活かして市民への理解にもつながられるよう、広報等を活用してほしい。

(委員) 1人あたり1,000円の課税がされるということで、災害復興などの分野は理解が得やすいが、森林という分野で市民の理解をどのように得るかが重要である。

(副会長) 質問は出尽くしたと思うので、千葉県及び市町村が使用する千葉県森林クラウドのオンライン結合に関して、委員の皆さんのご意見を伺いたい。

(委員) 日本は国土の約7割が山間地であり、適切な管理が重要である。行政機関同士の回線を使用することで安全性は担保されるため、オンライン結合は妥当と考える。

(委員) 同意する。千葉県内のほぼすべての市町村で導入が予定されている状況もある。

(委員) 林業事業者が参加する場合は、改めて検討が必要と考える。

(副会長) それでは、諮問書に対する答申案は事務局でまとめてもらうこととしたい。

(事務局) 承知した。

## (2) 「ちば北西部消防指令センター」における119番受報業務への鎌ヶ谷市住民基本台帳データの導入について

資料に基づき、担当課（鎌ヶ谷消防署）が諮問の経緯について説明した。

### 【鎌ヶ谷消防署説明】

- ・ ちば北西部消防指令センターの通信業務に住民基本台帳データを提供することにより、119番受報時、通報者が興奮状態で氏名等を聴取することが困難な場合でも、住民基本台帳データを活用し、住所等の確認が行えることから、災害地点を早期に特定することが可能となる。
- ・ また、災害現場で居住者の安否を確認する際に世帯情報が必要となった際、居住者等から世帯情報を聴取できない場合など、確認に時間を要する場合でも、住民基本台帳データの世帯情報を活用することにより、迅速な対応を行うことが可能となる。
- ・ その他、消防庁から災害地点を迅速に特定し適切な対応を行うために、住民基本台帳情報などをシステムに登録し、情報の充実を図るよう通知されているところである。
- ・ 災害発生時における住民基本台帳データの活用は有効性が高く、各構成市でも住民基本台帳データ提供に向けて事務が進められている。住民基本台帳データには個人情報を含んでいることから、各構成市でも関係部局との協議や審査会の審査を通し承認を得て外部提供を行っている。
- ・ 本市においても、ちば北西部消防指令センターへの住民基本台帳データ提供が鎌ヶ谷市個人情報保護条例で定める外部提供にあたることから、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定により外部提供が認められるか、委員の意見を求めるものである。

### ○質疑応答

(委員) ちば北西部消防指令センターの所在地はどこか。

(担当課) 松戸市消防局内に所在しており、平成25年度から松戸市、市川市、野田市、流山市、浦安市、鎌ヶ谷市の6市で共同運用している。

(委員) 職員は各市から参加して運営しているのか。

(担当課) 各市からの職員の派遣により、24時間体制で勤務している。

(委員) 各市の職員がどのように連携をしているのか。

(担当課) 受信者は発信元の市に関わらず全員が同室内で受信し、必要に応じて各市が助言するという支援体制を敷いている。

(委員) 職員の勤務条件は同一なのか。千葉県の組織という位置づけか。

(担当課) 加入市で協議会を立ち上げ、勤務条件等を含めて協議しながら運営を行っている。

(委員) 火災、救急、災害など全ての業務が対象となるのか。東日本大震災などの大規模災害時は、被災者の住民情報があれば救助に向けた個人の特定につなげることができる。情報提供は本人の特定が困難な時など、やむを得ない場合に行うのか。

(担当課) そのとおりである。例えば、火災が発生した際、居住者の人数等の情報があれば、現場に何名いる可能性があるかなどの手がかりとなる。また、救急通報の場合、第三者からの通報だと、「遠方に住んでいるのだが、最近連絡が取れないので様子を見てほしい」などといった依頼があったときや、通報者が本人の情報を十分に把握していないときなどに、住民情報があると業務を円滑に行うことができる。また、通報者が興奮状態となり、途中で受信が途絶えた場合、いたずらによる通報なのかどうかの見極めが難しいなどといった課題がある。

(委員) 例えば、犯罪が発生した際に、警察とともに救急や消防も同行することがあるかと思う。そのような場合、情報連携はどのように行っているのか。

(担当課) 人命救助等のために、警察と消防の間で必要に応じて情報連携を行っている。

(委員) 警察から行政機関へと捜査照会が行われることもあるかと思う。

(担当課) 個人情報については、市の条例等の関連法令に従って情報連携を行っている。

(委員) 資料中の株式会社ディー・エス・ケイとはどのような会社か。

(担当課) 現在、市の住民記録管理を委託している会社である。

(委員) 資料によると、構成市のなかで記憶媒体とネットワークというように手段が分かれているようだが、どちらが安全なのか。

(担当課) 情報の提供開始は平成32年度から予定されているため、未

実施の状態での状況であるが、鎌ケ谷市はネットワークを使用する。記憶媒体とネットワークを比較すると、携わる人数や行程が増える分、外部媒体のほうがリスクは高いと考えられる。

(委員) かつて市の地域福祉計画の策定に携わったことがあるが、民生委員として把握できる情報が限られてしまうなどの課題があった。災害発生時に、高齢者や障がいをお持ちの方などの要援護者を福祉避難所に避難させる際、消防署の職員が個人情報把握しつつ支援を行う仕組みをつくる必要があると感じた。民生委員は役員の交代等に伴い、情報の引継ぎが不十分になってしまうこともあった。他市では、自ら申請があった世帯のみをリスト化するという運用をしているところもあった。行政機関が情報保護を図りながら支援する仕組みとして、消防指令センターに個人情報を提供して活用を図ることは可能と考える。

(担当課) 本市でも「鎌ケ谷市災害時要援護者避難支援計画」を策定しており、担当課と連携を図っている。

(委員) 情報提供は公共性が高く有用であるということには同意見である。情報にアクセスする者の資格につき、一定の要件を満たす必要があるのかをお尋ねしたい。

(担当課) 実際のシステムは構築中の段階であるが、受信者が住所を把握した際、住宅地図をもとにした地図が表示され、必要に応じて個人情報を画面上に表示させる仕組みとなっている。

(委員) その必要性を判断するのは担当者自身か。

(担当課) そのとおりである。

(委員) 個人情報を照会した記録は残るのか。

(担当課) ログの記録は確認できていないが、システム画面はセンター内で受信者が操作した際のみ立ち上がるため、施設外への情報の持出しは物理的に不可能である。

(委員) 操作にあたってのマニュアルは存在するのか。

(担当課) マニュアルは特段定めていないが、個人情報を照会するのは通報者から受けた情報だけでは対象を特定できないときに限られている。

(委員) 将来的に10市が連携するということが、指揮系統の仕組みはどのようになっているのか。

(担当課) 現状では、協議会における協議により松戸市が幹事市を務めており、松戸市からの派遣職員がセンターの長を務めている。

(副会長) 委員の意見としては賛成多数である。事務局において諮問書に対する答申案を作成願いたい。

(事務局) 承知した。

#### 4 その他

(事務局) 報告事項について

(1) 保有個人情報に関する目的外利用及び外部提供について、資料をもとに概要を報告した。

(2) 平成30年9月議会における鎌ヶ谷市個人情報保護条例及び鎌ヶ谷市情報公開条例の一部改正について、事務局から報告した。なお、改正の概要は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等が改正されたことを踏まえ、個人情報の定義等を国の行政機関における定義等と同様にしたものである。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和元年6月8日

署名人 松崎 泰子

---

署名人 青山 健彦

---